

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

(宛先)

越谷市長 宛

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(添付書類 4)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

越谷市長 宛

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）
第 56 条第 1 項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容（根拠条文）		
法第 56 条 第 1 項	第 1 号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第 2 号	この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
	第 3 号	第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
	第 4 号	フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
	第 5 号	第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第 6 号	フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第 7 号	法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

備考 役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

フロン類回収業者変更届出書

届出する日付を記入 → 〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

越谷市長 宛

フロン類回収業を行う者の
氏名等を記入 →

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇-丁目2番3号
氏 名 〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第212120000000号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	(代表者の氏名の変更) ・代表取締役 〇〇 〇〇	・代表取締役 〇〇 〇〇〇
変更の理由	(代表者の氏名の変更) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで代表取締役が代わったため。	

※ この書類の提出が必要な場合に関しては「自動車リサイクル法登録申請手続き案内〔2〕」3頁を参照してください。

※ 変更内容を確認するため、手続き案内に記載されている書類を添付してください。

(添付書類 4)

《記入例》
誓 約 書

届出する日付を記入 → 〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
越谷市長 宛

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第56条第1項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容(根拠条文)		
法第56条 第1項	第1号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	第2号	この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
	第4号	フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
	第5号	第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

フロン類回収業を行う者の
氏名等を記入

住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目2番3号
氏名 〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

備考 役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。